

令和6年度「通学区域制度の弾力的運用」の申請手続きご案内

直方市では、兄弟関係、友人関係、部活動、その他の理由により校区外の小中学校（市内）に通学することができる「通学区域制度の弾力的運用（いわゆる、弾力化手続き）」を実施しています。

つきましては、令和6年4月1日から居住区以外の中学校に入学を希望される場合には、申請の手続きが必要となりますので、下記により申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、現在弾力化によって居住区以外の小学校へ通学している方についても、居住区以外の中学校に入学を希望される場合は改めて申請手続きが必要です。

※例年、校区の中学校を誤って認識されている場合が散見されますので、市のホームページ等で
今一度校区の中学校をご確認の上、弾力化の手続きをご検討ください。

記

1 受付期間及び受付方法等

- 《受付期間》 令和5年11月1日(水)から令和5年11月17日(金)まで
- 《受付方法》 窓口申請又はオンライン申請(新中学1年生と新小学1年生のみ)
- 《窓口申請受付時間》 土日祝を除き午前8時30分～午後5時(木曜日は午後7時まで)
- 《窓口申請場所》 直方市教育委員会 学校教育課(直方市役所2階26番窓口)

2 申請に必要なもの

- 運転免許証等の身分証明書(保護者)

3 オンライン申請について(URL・QRコード)

- 窓口申請の他にオンライン申請が可能です。ご希望の場合は下記URLにアクセスし、**留意事項を確認・同意の上**、申請の手続きを行ってください。
なお、**受付は令和5年11月17日(金)午後5時をもって終了**します。



https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kyoikubunka/_2410/_2418/_2478/_2482.html

4 その他

- 窓口申請に関する申請書は、受付場所に準備しています。
- 受入人数は、教室数の関係により、学校・学年ごとに異なります。**申請者数が受入数を越えた場合には、公開抽選会を行います。**
- 入学後は、転居などの場合を除き原則として年度途中での学校の変更はできません。
- **受付期間以外の申請はできません。**
- 入学までの間に市内の他小学校区への転居予定があり、現在の居住区の小学校へ入学を希望される場合は、必ず弾力化手続きを行ってください。

※市内各小中学校で、弾力化の手続きを検討される方のために、学校見学会を実施します。
裏面に日程表を掲載しておりますので、見学を希望される場合はご参照ください。

【問い合わせ先】 直方市教育委員会 学校教育課

☎ 25-2323

